

平成23年度

住宅用太陽光発電システム設置費補助制度

刈谷市では、地球温暖化対策の一環として、「自然エネルギー」である太陽光を利用した発電システムを設置する方で、一定の要件を満たす方に予算の範囲内で補助金を交付しています。

補助対象となるシステム

- 1 低圧配電線と逆潮流ありで連系しているもの（**電力の売電契約**を行っていること）
- 2 太陽電池の最大出力の合計値が**10kw未満**で、**未使用**であるもの
- 3 システムが日本工業規格又はIEC等の国際規格に規定されているもの
(参考:財団法人電気安全環境研究所(JET)の「太陽電池モジュール認証」)

補助を受けられる方

市内に住所を有し、次のいずれかの要件を満たす方

- 1 自らが居住する市内の住宅にシステムを設置する方
- 2 自らが居住する目的で、あらかじめ補助対象システムの認定を受けた市内の新築のシステム付き住宅を購入した方
(ただし、補助金の交付は1棟につき1回です。)

工事着工前に申請してください。また、設置後30日以内(設置が平成24年3月以降の場合は**平成24年3月31日まで**)に実績報告を行う必要があります。

補助金の額

太陽電池モジュールの**最大出力値(単位:kw) × 6万円** 【上限:4kw(24万円)】
千円未満の端数は、切り捨てるものとします。

【問合せ先】

刈谷市役所 環境課 環境保全担当

電話：0566-62-1017（環境課直通）

FAX：0566-24-3481

E-mail：kankyo@city.kariya.lg.jp

